

◇ 社長の出身校への寄付金

Q : このたび当社の社長の出身校である県立高校から施設拡張のための寄付の依頼があり、社長の名で全額当社の負担により、応分の寄付をしました。この寄付金の課税上の取り扱いはどうなりますか。

なお、当社とその高校は、社長の出身校というほかに特別な関係はなく、また、その県内には取引先もありません。

A : 社長に対する賞与として取り扱われま

【解説】

法人が支出した寄付金のうち、国又は地方公共団体に対するものについては、その全額を損金の額に算入することが認められています。

ただし、法人が支出した寄付金であっても、役員等が個人的に負担すべきものを会社がかわりに支払ったということであれば、その寄付金は、その負担すべき者に対する給与として取り扱われます。

貴社の場合、その県や高校との取引関係がない上に、貴社にとっての地元といったことでもなく、単に社長個人の出身校であるという理由だけで寄付をしたということですから、その寄付金は、社長個人が負担すべきものを貴社が負担したものと考えられます。

したがって、その寄付金に相当する額は、社長に役員賞与を支給したものとされ、損金の額に算入できないこととなります。また、所得税の源泉徴収も必要となります。

